

## L A N型通信網サービス契約約款の一部改正

### 新旧対照

旧		新	
(用語の定義)		(用語の定義)	
第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～(略) 19	(略)	1 ～(略) 19	(略)
19の2 協定事業者網接続回線	L A N型通信網サービスと当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスとの間において相互に通信を行うために、相互接続点を介して L A N型通信網と相互に接続する電気通信回線であって、当社が別に定める協定事業者が設置するもの及びこれと接続するための当社の電気通信設備	19の2 協定事業者網接続回線	L A N型通信網サービスと当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスとの間において相互に通信を行うために、相互接続点を介して L A N型通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定める協定事業者が設置する電気通信回線設備を含みます。）
20 ～(略) 24	(略)	20 ～(略) 24	(略)
(L A N型通信網サービスの種類)		(L A N型通信網サービスの種類)	
第3条の2 当社が提供する L A N型通信網サービスには、次の種類があります。		第3条の2 当社が提供する L A N型通信網サービスには、次の種類があります。	
種類	内容	区分	内容
第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	(略)	第3種サービス (ビジネスイーサ ワイド) (Interconnected WAN)	(略)
第4種サービス (ビジネスイーサ プレミア)	(略)	第4種サービス (ビジネスイーサ プレミア)	(略)
第5種サービス (All-Photonics Connect)	2の契約者回線相互間の通信のみが可能なもの	第5種サービス (All-Photonics Connect)	2の契約者回線相互間又は1の契約者回線と1の協定事業者網接続回線（当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスとの間において相互に通信を行う場合に限り提供します。）との間の通信のみが可能なもの
2 (略) 3 (略)		2 (略) 3 (略)	

新旧対照

旧	新
<p><b>第5節 第5種サービスに係る契約</b>  <b>(契約の単位)</b></p> <p><b>第25条の18</b> 相互に通信を行うことができる2の契約者回線ごとに1のL A N型通信網契約（臨時L A N型通信網契約を含みません。以下第5種サービスに係るものについて同じとします。）を締結します。</p> <hr/> <p><b>(接続休止)</b></p> <p><b>第28条の2</b> 当社は相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が相互接続点との間の通信ができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのL A N型通信網サービス（<u>第3種サービスに係るものであつて、</u>その契約に係る契約者回線の通信の相手先の全てが相互接続点であるものに限りります。以下この条において同じとします。）について、接続休止とします。      ただし、そのL A N型通信網サービスについて、契約者から契約者回線の利用の一時中断若しくは契約者回線の通信相手先の変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。</p> <p>2 (略)      3 (略)</p>	<p><b>第5節 第5種サービスに係る契約</b>  <b>(契約の単位)</b></p> <p><b>第25条の18</b> <u>当社は、</u>相互に通信を行うことができる2の契約者回線と1の協定事業者網接続回線ごとに1のL A N型通信網契約（臨時L A N型通信網契約を含みません。以下第5種サービスに係るものについて同じとします。）を締結します。</p> <hr/> <p><b>(接続休止)</b></p> <p><b>第28条の2</b> 当社は相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が相互接続点との間の通信ができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのL A N型通信網サービス（その契約に係る契約者回線の通信の相手先の全てが相互接続点であるものに限ります。以下この条において同じとします。）について、接続休止とします。      ただし、そのL A N型通信網サービスについて、契約者から契約者回線の利用の一時中断若しくは契約者回線の通信相手先の変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りでありません。</p> <p>2 (略)      3 (略)</p>
<p><b>(利用料金の支払義務)</b></p> <p><b>第34条</b> 契約者は、そのL A N型通信網契約に基づいて当社が契約者回線、協定事業者網接続回線、通信バス、付加機能又は端末設備の提供を開始した日から起算して、L A N型通信網契約の解除又は契約者回線、協定事業者網接続回線、通信バス、付加機能若しくは端末設備の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりL A N型通信網サービスを利用することのできない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。      (1) (略)      (2) (略)      (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、L A N型通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p>	<p><b>(利用料金の支払義務)</b></p> <p><b>第34条</b> 契約者は、そのL A N型通信網契約に基づいて当社が契約者回線、協定事業者網接続回線、通信バス、付加機能又は端末設備の提供を開始した日から起算して、L A N型通信網契約の解除又は契約者回線、協定事業者網接続回線、通信バス、付加機能若しくは端末設備の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。</p> <p>2 前項の期間において、利用の一時中断等によりL A N型通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。      (1) (略)      (2) (略)      (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、L A N型通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。</p>

新旧対照

旧		新
区別	支払いを要しない料金	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態（その契約者回線又は当社が提供する端末設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（6欄、7欄、8欄又は9欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等、付加機能又は当社が提供する端末設備についての料金	1 第3種サービスについて、契約者の責めによらない理由により、その契約者回線、付加機能又は当社が提供する端末設備を全く利用できない状態（その契約者回線又は当社が提供する端末設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（6欄、7欄、8欄又は9欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。
2 ～（略） 5	（略）	2 ～（略） 5  <u>5の2 第5種サービスについて、契約者の責めによらない理由により、その第5種サービスを全く利用できない状態（その契約者回線又は協定事業者網接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（6欄、7欄、8欄又は9欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u>

新旧対照

旧		新	
6 当社の故意又は重大な過失により その L A N 型通信網サービスを全く 利用できない状態が生じたとき。	(略)	6 当社の故意又は重大な過失により その L A N 型通信網サービスを全く 利用できない状態が生じたとき。	(略)
7 ～ (略) 9	(略)	7 ～ (略) 9	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
3 (略) 4 (略) (注) (略)		3 (略) 4 (略) (注) (略)	
<hr/>			
(責任の制限)			
<b>第44条</b> 当社は、L A N 型通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サ ービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、 当社又は当社が定める協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつ たときは、その L A N 型通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が 知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の 損害を賠償します。			
2 前項の場合において、当社は、次表に掲げる料金額を発生した損害とみなし、その 額に限って賠償します。			
区 別	賠償する額	区 別	賠償する額
1 その契約者回線、付加機能又は 当社が提供する端末設備を全く利 用できない状態が生じた場合にそ のことを当社が知った時刻から起 算して、24時間以上その状態が連 続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用で きなかった時間（24時間の倍数である部分 に限ります。）について、24時間ごとに日数 を計算し、その日数に対応するその契約者 回線、付加機能又は当社が提供する端末設 備の料金	1 第3種サービスについて、そ の契約者回線、付加機能又は当社が 提供する端末設備を全く利用でき ない状態が生じた場合にそ のことを当社が知った時刻から起算し て、24時間以上その状態が連続し たとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用で きなかった時間（24時間の倍数である部分 に限ります。）について、24時間ごとに日数 を計算し、その日数に対応するその契約者 回線、付加機能又は当社が提供する端末設 備の料金
2 ～ (略) 5	(略)	2 ～ (略) 5	(略)

新旧対照

旧	新																				
	<p><u>6 第5種サービスについて、その第5種サービスを全く利用できない状態（その契約者回線又は協定事業者網接続回線による全ての通信に著しい障害が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</u></p>																				
備考 (略)	備考 (略)																				
3 (略) (注) (略)	3 (略) (注) (略)																				
<p><b>料金表</b> 通則 (略)</p> <p><b>第1表 料金 (附帯サービスの料金は除きます。)</b></p> <p><b>第1類 利用料金</b></p> <p>第1 ～ (略)</p> <p>第4</p> <p><b>第5 第5種サービスに関するもの</b></p> <p><b>1 適用</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) LAN型通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目等に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略) 800Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(1) LAN型通信網サービス区域の設定	(略)	(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略) 800Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略) 800Gb/s	(略)	<p><u>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその第5種サービスについての料金</u></p> <p><b>料金表</b> 通則 (略)</p> <p><b>第1表 料金 (附帯サービスの料金は除きます。)</b></p> <p><b>第1類 利用料金</b></p> <p>第1 ～ (略)</p> <p>第4</p> <p><b>第5 第5種サービスに関するもの</b></p> <p><b>1 適用</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) LAN型通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目等に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略) 800Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	(1) LAN型通信網サービス区域の設定	(略)	(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略) 800Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略) 800Gb/s	(略)
区分	内 容																				
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	(略)																				
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略) 800Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略) 800Gb/s	(略)																
品 目	内 容																				
10Gb/s ～ (略) 800Gb/s	(略)																				
区分	内 容																				
(1) LAN型通信網サービス区域の設定	(略)																				
(2) 品目等に係る料金の適用	<p>当社は、第5種サービスの利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目を定めます。</p> <p>ア 品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Gb/s ～ (略) 800Gb/s</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	10Gb/s ～ (略) 800Gb/s	(略)																
品 目	内 容																				
10Gb/s ～ (略) 800Gb/s	(略)																				

新旧対照

旧	新								
<p><b>備考</b></p> <p>1 100Gb/sの品目（回線終端装置による区別がタイプ1であって同一の都道府県の区域内における通信を行う場合又はタイプ2のものに限ります。）について は、100G超加算（その符号伝送速度について、 100Gbit/sを超えて10Gbit/sごとに最大200Gbit/sまで 追加することができるものをいいます。以下同じとし ます。）を選択することができます。この場合におい て、最初の100Gb/sの部分と追加する100Gb/sまでの部 分については、それぞれ回線終端装置による区別（タ イプ1又はタイプ2に限ります。）を選択することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>イ 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 回線終端装置による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～ (略) タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>備考</b></p> <p>1 タイプ2のものについては、同一の都道府県の区域 内における通信を行う場合に限り提供します。</p> <p>2 次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の 終端に回線終端装置を設置しない形態を選択するこ とができます。 ただし、タイプ1のものであって、インターフェースに よる区別が4 I 1 - 9 D 1 F (OTU4)インターフェ ースのものについては、この限りでありません。</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>3 契約者は、回線終端装置による区別及び回線終端装 置を設置する形態又はしない形態の変更の請求を行 うことはできません。</p>	区 別	内 容	タイプ1 ～ (略) タイプ4	(略)	<p><b>備考</b></p> <p>1 100Gb/sの品目（回線終端装置による区別がタイプ1又はタイプ2のものに限ります。）については、100G超加算（その符号伝送速度について、100Gbit/sを超えて10Gbit/sごとに最大200Gbit/sまで追加することができるものをいいます。以下同じとします。）を選択することができます。この場合において、最初の100Gb/sの部分と追加する100Gb/sまでの部分については、それぞれ回線終端装置による区別（タイプ1又はタイプ2に限ります。）を選択することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>イ 通信の態様による細目</p> <p>(ア) 回線終端装置による区別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1 ～ (略) タイプ4</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>備考</b></p> <p>1 次のいずれかに該当するときは、その契約者回線の 終端に回線終端装置を設置しない形態を選択するこ とができます。 ただし、タイプ1のものであって、インターフェース による区別が4 I 1 - 9 D 1 F (OTU4)インターフェ ースのものについては、この限りでありません。</p> <p>(1) (略) (2) (略)</p> <p>2 契約者は、回線終端装置による区別及び回線終端装 置を設置する形態又はしない形態の変更の請求を行 うことはできません。</p>	区 別	内 容	タイプ1 ～ (略) タイプ4	(略)
区 別	内 容								
タイプ1 ～ (略) タイプ4	(略)								
区 別	内 容								
タイプ1 ～ (略) タイプ4	(略)								

新旧対照

旧		新	
	(イ) インタフェースによる区別 (略) ウ 保守の態様による細目 (略)		3 協定事業者網接続回線に係るものにあっては、タイプ1、タイプ3又はタイプ4のものに限り提供します。 (イ) インタフェースによる区別 (略) ウ 保守の態様による細目 (略)
(3) 利用料金の適用	ア (略) イ (略) ウ イに規定する中継回線の距離は、取扱所交換設備相互間に設置される電気通信回線設備の回線距離に基づいて当社が測定した値（メニュー2のものにあっては、二重化された中継回線の距離を合計した値）とします。この場合において、メニュー2のものにあっては、二重化された中継回線の距離を合計した総距離により適用します。	(3) 利用料金の適用	ア (略) イ (略) ウ イに規定する中継回線の距離は、取扱所交換設備相互間に設置される電気通信回線設備の回線距離に基づいて当社が測定した値（メニュー2のものにあっては、二重化された中継回線の距離を合計した値）とします。この場合において、 <u>協定事業者網接続回線に係るものの中継回線の距離については、契約者回線に係る取扱所交換設備から当社が別に定める協定事業者の提供する電気通信サービスに係る相互接続点までの間の距離を測定します。</u>
(4) ～ (略) (10)	(略)	(4) ～ (略) (10)	(略)
			附 則（令和7年12月24日東経営第000200000740号） この改正規定は、令和8年1月1日から実施します。